

平成十九年十二月十一日受領
答弁第二九一号

内閣衆質一六八第二九一号

平成十九年十二月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二五五号）の三について述べたとおり、外務省において御指摘の「白紙領収書」が作成された事実は、確認されていない。

二から五までについて

外務省においては、一般に、職員から提出された寄稿（出版）届については、我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を避ける等の観点から、意見を伝えている。御指摘の「記述」についても、御指摘の職員から寄稿（出版）届が提出されており、同様の観点から意見を伝えた。御指摘の会社に対しては意見を伝えていない。

六について

先の質問主意書（平成十九年十一月二十一日提出質問第二五五号）の提出を受けた後、外務省大臣官房において御指摘の局長に確認した。お尋ねの文言等具体的なやり取り等については、記録は作成しておら

ずお答えすることはできない。